

## 福祉バス運行事業における引継要領（首里・真和志コース）

### （目的）

第 1 条 この要領は、入札等により福祉バス運行事業の受託業者が変更する場合の引継ぎ方法等について、必要な事項を定める。

### （引継ぎの作業）

第 2 条 引継ぎは、巡回コースの確認とする。

2 巡回コースの確認は、委託契約期間中の受託業者（以下「現受託者」という。）が運転する車両に、新たに受託する予定の事業者（以下「新受託者」という。）が同乗し、各コースを時刻表に準じて 1 日 4 回の 2 日かけて合計 8 回巡回して確認するものとする。また、新受託者は契約期間開始から最長 2 日以内運休して、実際の車両で試運転するものとする。

### （令和 7 年度に向けた引継ぎ日程）

第 3 条 令和 7 年度に向けた引継ぎ日程は、下表のとおりとする。ただし、試運転の日を除き、現受託者と新受託者の双方で調整を行い、合意した場合は日程を変更しても差し支えない。

日時	内容
令和 7 年 3 月 27 日（木）	巡回コースの確認（真和志コース 4 便）
令和 7 年 3 月 28 日（金）	巡回コースの確認（首里コース 4 便）
令和 7 年 3 月 29 日（土）	巡回コースの確認（真和志コース 4 便）
令和 7 年 3 月 30 日（日）	
令和 7 年 3 月 31 日（月）	巡回コースの確認（首里コース 4 便）
令和 7 年 4 月 1 日（火）	試運転（※一日運休）
令和 7 年 4 月 2 日（水）	試運転（※一日運休）

### 付 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。